

## 議事要旨(5)金融商品専門委員会における検討状況について

西川委員長及び秋葉主席研究員より、金融商品専門委員会では、現在、時価開示の拡大について、開示のイメージと考え方の整理の議論が行われている旨の説明がなされた後、現在の検討状況に関する説明がなされた。

金融商品の時価開示に係る金融商品会計基準の改正点について次のような説明がされた。

- ・ 注記事項として、有価証券及びデリバティブ取引において求められている定性的な情報及び定量的な情報開示を金融商品全体に求める。
- ・ 時価の定義等について、基本的には変更しない方向であるが、開示の拡大を図る上で、現行の「市場価格のない有価証券」を、「時価を把握することが極めて困難な有価証券」とすることで、時価評価できない金融商品の範囲を限定的なものとするのを検討している。

説明の後、委員からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

- ・ 貸付債権については、流動化している場合が多く、また、クレジットデリバティブと同様の性格を有することから、同様の適用となるよう検討すべきではないかという意見があり、これに対して、時価開示の対象から除かれるものは、債券でも、縁故債や学校法人債の一部など極めて限定的なものとする方向である旨の説明がなされた。
- ・ 債権について、売却が決定した場合には時価評価を行うことは検討していないかという質問に対して、今回の検討においては、時価の開示の拡充に限っており、一部貸借対照表に影響を及ぼすものもあるかもしれないが、それ以外についてはここでは議論しない方向である旨の説明がなされた。
- ・ 貸付金を時価評価しない理由として、「一般的に売却することを意図していない場合も多い」という修正案が示されているが、最近では証券化等により売却するケースもあるという指摘を踏まえ修正を検討することとなった。
- ・ 時価評価し将来的にオンバランスされることも検討にいれているかという質問に対して、IASB や FASB では、長期的に金融商品を全面時価評価することを視野に検討がなされているが、ここでは、損益計算を離れた時価の開示を検討しているという説明がなされた。
- ・ 債券についてキャッシュフローが確定しているという理由で時価開示を広げるとは、投資不動産でキャッシュフローが確定しているものについても時価評価又は開示することにつながらないかという質問があった。これに対しては、このプロジェクトとは関係しないものの、投資不動産の議論としてトレーディング目的であればありうるのではないかという考え方が示された。
- ・ 時価の定義については基本的に変更しない方針で、合理的に算定された価額の範囲を実質的に広げることが考えられていることが確認された。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。